

初めてシルバーパスの購入を希望される方へ

東京都シルバーパス 新規購入のご案内

- 令和8年9月1日から、
使用開始日より事前に手続きできます。
- お申込みをされる方は、必要書類
等をご持参の上、お近くのシルバー
パスを取扱っているバス営業所等
の常設発行窓口へおいでください。
- 詳細はシルバーパス専用電話又は
ホームページでご確認ください。

シルバーパス使用開始日(※)	申込期間
令和8年10月1日	9月1日～30日
令和8年11月1日	
令和8年10月1日	10月1日～31日
令和8年11月1日	
令和8年12月1日	

※有効期間は、使用開始月の初日から1年間になります

令和8年10月の更新に合わせて、シルバーパスは
交通系ICカードのPASMOに移行します。



シルバーパスをご利用いただくためには、おひとり1枚のPASMOを所持していただく必要があります。^{※1}
個人情報の取扱い、PASMO 取扱規則及び東京都シルバーパス利用規約に同意の上、お申し込みください。

対 象

都内に住民登録されている**満70歳以上**の方
(寝たきりの方を除く)



交通機関

- 都内民営バス(18社)
- 都営バス
- 都営地下鉄
- 都電
- 日暮里・舎人ライナー
- 八丈町営バス
- 三宅村営バス



利用者負担額

お客様の所得によって、バスの費用が異なります。

- 住民税が課税の場合は **12,000円**^{※2}
- 住民税が非課税、又は課税で税法上の合計所得
金額135万円以下の場合は **1,000円**

※1 PASMOの新規発行には、預り金500円と交通電子マネーのチャージ分500円の計1,000円が利用者負担に加えて必要です。

※2 令和7年(2025年)10月以降、20,510円の利用者負担額は、制度見直しまでの措置として12,000円に引き下げられました。

詳しい費用や必要書類、申込場所等は下記までお問合せください。

お問合せ先

(一社)東京バス協会・シルバーパス専用電話

☎ **03-5308-6950**

午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いします。

※お住まいの地域の役所・役場では発行しておりませんので、お問合せはご遠慮ください。

※PASMOは株式会社PASMOの登録商標です。

必要書類

全員に必要なもの

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証などいずれか）1つ
- (2) お持ちの記名PASMO（お持ちでない方はPASMOを購入できます）
※新規PASMOの取扱いのない常設発行窓口もございます。詳細はシルバーパス専用電話又はホームページでご確認ください。

1,000円でパスを購入する方は、以下の(ア)～(ウ)のいずれか1つご用意ください。

ア 介護保険料納入通知書（介護保険料決定通知書）※お住まいの区市町村によって、名称が異なる場合があります。

●申込日が、令和8年9月1日～令和9年5月31日：令和8年度の書類

以下の全ての条件がそろっているものに限る。

(1) 所得段階区分欄に「1」～「6」の記載があるもの

（品川区、武蔵野市、昭島市、福生市、あきる野市は「1」～「7」、八丈町は「1」～「9」）

又は、合計所得金額欄において135万円以下の記載があるもの

（合計所得金額の記載の有無は、区市町村により異なります。記載がない場合は、下記④でご確認ください。）

(2) 令和8年6月又は7月に発行された本決定のもの（又は変更決定のもの）

注意事項

- ※1 令和9年4月に発行される「仮の通知書」は、令和8年度の書類の扱いとなります。
- ※2 再発行はできません。お手元がない場合は、下記④を取得してください。
- ※3 「所得段階」は「保険料段階」等、「合計所得金額」は「賦課基準所得額」や「基準判定所得額」等、区市町村によって名称が異なる場合があります。
- ※4 令和8年度においては、給与所得控除がある方は税制改正の影響を受けるため、「介護保険料納入（決定）通知書」に記載されている合計所得金額が135万円超145万円以下でも1,000円で購入できる場合があります。

イ 住民税課税証明書 又は 住民税非課税証明書 ※郵送又は、コンビニエンスストアでも交付を受けられる場合があります。 ※発行手続きの詳細は、申請する区市町村にご確認ください。

役所や出張所に取りに行くもの（原則有料）

●申込日が、令和8年9月1日～令和9年4月30日：令和8年度の書類

●申込日が、令和9年5月1日^(※)～令和10年4月30日：令和9年度の書類

※ただし、区市町村による令和9年度の書類の発行前である場合は、令和8年度の書類で可

1月1日に居住していた区市町村に申請。

「合計所得金額」が135万円以下のもの

ウ 生活保護受給証明書 ※福祉事務所の担当ワーカーに依頼する必要があります。

受給している生活保護の種類として「生活扶助」を表す記載がある、受付日の3か月前までに発行されたもの。

※本人確認書類としても使用可。

*東京都シルバーパスは（一社）東京バス協会で実施していますので、ご不明な点は下記のシルバーパス専用電話にお問合せください。

*お住まいの区・市役所、町・村役場の介護保険所管課へ介護保険料納入（決定）通知書の再発行を求めることはご遠慮ください。紛失された場合は、住民税（非）課税証明書を取得してください。

お問合せ先 （一社）東京バス協会・シルバーパス専用電話

午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

☎ 03-5308-6950

電話番号は、お間違えのないよう
お願いします。

お住まいの地域の役所・役場ではシルバーパスの発行はしておりませんので、お問合せは、ご遠慮ください。